

筑紫女学園大学リポジト

Pre-war Buddhist Childcare Situation

メタデータ	言語: jpn						
	出版者:						
	公開日: 2015-10-13						
	キーワード (Ja):						
	キーワード (En):						
	作成者: 宇治, 和貴, 金見, 倫吾, UJI, Kazutaka, KANEMI,						
	Ringo						
	メールアドレス:						
	所属:						
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.ip/records/466						

昭和初期仏教保育事業開始期の状況と子ども観

金 宇

見 治

和

吾 貴

二十一世明如によって発意された大日本仏教慈善会財団が設立され、近代本願寺教団における社会事業への取り組みは、本願寺第

たり、社会的有用性を発揮することで、存在意義を証明する重要な意仏によって壊滅的ダメージを受けた仏教教団がその存続をはかるにあ一九〇一(明治三四)年頃から始められた。社会事業への参加は、廃

主義への防波堤として感化救済事業へ力を入れたことと軌を一にして主義が高度化し、社会問題がより明確化したことをうけ、政府が社会味を持っていた。こうした一連の動きは、その後明治四〇年代に資本

生んだ。特に第一次大戦後の恐慌、関東大震災後の恐慌、金融恐慌、形で展開されたのである」。資本主義の発展は、女性労働者の増加をいる。つまり、本願寺教団の社会的対応は社会全体の問題と連動する

の就労が増えたこともあり、保育施設の社会的需要はさらにましてき世界大恐慌をへるごとに、貧富の格差を増していた自営業層の妻や娘店、ファイルを選挙していた。

状況が深刻化したと同時に、日本の資本主義が急速に発展する基盤と農村においても、独占資本主義のもとで農産物が低価格となり貧困

た。

討してみたい。

討してみたい。

が関いた、本願寺教団が保育事業をどのように展開したのかを検い、長期にわたる不況と恐慌は家族制度をテコとして、都市の失業者に、長期にわたる不況と恐慌は家族制度をテコとして、都市の失業者の昭和初期に、本願寺教団が保育事業をどのように展開したのかを検る昭和初期に、本願寺教団が保育事業をどのように展開したのかを検る昭和初期に、本願寺教団が保育事業をどのように展開したのかを検えている。とくなった地主制度に対する、小作争議が激化した時代でもあった。とくなった地主制度に対する、小作争議が激化した時代でもあった。とくなった地主制度に対する、小作争議が激化した時代でもあった。とくなった地主制度に対する、小作争議が激化した時代でもあった。とくなった地主制度に対する。

本研究においては、昭和初期に仏教保育事業がどのような歴史状況を調査し、その方えで昭和初期の保育理念を知るうえで重要な手掛かりとなる、仏教保育に携わった人々の子ども観を考察する。このことにより、開始期においていかなる理念の下で事業がなさる。このことにより、開始期においていかなる理念の下で事業がなされたかを明らかにすることができると考えるからである。

事業資料集成型。においてなされた、戦前期における仏教社会事業に

また、本研究は、二〇一四年度に刊行が終了した『戦前期仏教社会

成されている。 農繁期託児事業における「仏教」の子ども観(金見倫吾)によって構時期とその背景(宇治和貴)、Ⅱ、開始期にみる子ども観の諸相、Ⅲ、り研究を行うものである⁵。内容は、はじめに・Ⅰ、仏教保育の開始ついての総論的研究を継承し、各論としての仏教保育事業に焦点を絞

いる。

I、仏教保育事業の開始時期とその背景について

のは、 する社会課などを設置し、一宗派内で取り組まれている慈善、 たちで、 な立場を論じている。 なかで、 業などの諸活動を統括するような動きが始まっていることであった。。 る諸思想を解説し、社会事業がよりどころとする社会改良的、現実的 その後、 大正期の後半から昭和初頭の時期の社会事業において特徴的である 中央政府や各府県での社会課の新設に対応、 現代の社会問題発生要因を論じ、その解決への方途を示唆す 仏教各宗派の間でも、宗務組織のなかに「社会事業」を所管 社会部長に就任した藤音得忍では『社会事業の基調。』の このなかで藤音は社会事業を、 追随するようなか 社会事

言ふ。社会的弱者を保護向上せしめ、又は其の発生を未然に防ぐ事業を社会的弱者を保護向上せしめ、又は其の発生を未然に防ぐ事業をは、社会聯帯の観念の下に、人格価値の平等を信じ、

際にとりくまれている三つの実践事例を紹介しつつ、混迷する社会のる寺院のセツルメント化を一つの研究課題として提案し、教団内で実と述べている。また、『寺院と「セツルメント」。』では現代におけ

における仏教寺院の社会的使命ではないかという問いかけがなされて社会的資源を開放し少しでもその苦難の解決に資していくことが現代なかで、様々な生活上の困難に直面する人たちに対して、寺院が持つ

間は、 た後、 の要求と、寺院という施設面での利点とがあいまって、農繁期託児所 働者不足に悩まされる状態が続いていた。こうした現実的な門徒から 世界恐慌の影響が農村部へ浸透し始めた時期と重なり、 として保育事業が整備されているようである2。くしくもこの時期は を開放することによって社会の中心に推し進めていく『」ことを目 すれば特殊な存在と見做されがちな寺院と僧侶の生活を「寺院の機能 を中心に社会的欲求に応えていったのである吗。 あった。この時期に、 『教団と社会事業『』によると、藤音得忍が龍谷大学教授に転任し 山崎精華が社会部長に任じられている。 昭和四年九月から梅山英夫に引き継いだ八年九月までの間で 山崎主導のもと、伝統と因習にとらわれてとも 山崎の社会部長在任期 農村部でも労 的

労働力の不足が季節 院に設置されている 所の調査によると、 えられる。 昭和恐慌による農村不況の深刻化と、満州事変以降の戦争拡大による を挙げて保育事業に参画するのは昭和期に入ってからのようである。 教団的事業として門末への保育事業参画を促したことがその要因と考 そのような本願寺の状況と歩調を合わせるように、仏教各派が教団 一九三四 町村部 (農繁期) (資料1参照)⁴¹⁵。その一方で、六大都市と其 (昭和十八)年の中央社会事業協会社会事業研究 (農村部) 保育の必要性を増大させたことから、 の託児所では、二五%以上が寺

(資料1) 設置形態別 保育施設数15

()-(411	/ 11/		, ,(5,))) IV	<u></u>	E HZ >										
		全 国				六大都市			其他の市			町		村	村		
		計	幼	託	他	計	幼	託	他	計	幼	託	他	計	幼	託	他
総	数	1,821	792	956	73	425	210	203	12	626	276	328	22	770	306	425	39
独	立	830	374	436	20	161	91	64	6	339	142	188	9	330	141	184	5
付	設	957	398	509	50	254	112	136	6	277	126	138	13	427	160	236	31
(付設内訳)																	
学校	施設	229	179	41	9	52	50		2	60	45	12	3	117	84	29	4
宗教	施設	443	207	209	27	74	52	18	4	142	80	57	5	227	75	134	18
(内,	寺院)	270	97	160	13	33	21	11	1	79	35	41	3	158	41	108	9
(内,	教会)	172	110	48	14	41	31	7	3	63	45	16	2	68	34	25	9
(内,	神社)	1		1										1		1	
産業	施設	14		2	12					4			4	10		2	8
	事業 設	256	11	244	1	127	10	117		67		66	1	62	1	61	
保育	施設	3	1	2		1		1		2	1	1					
其	他	12		11	1					2		2		10		9	1

(出典:中央社会事業協会社会事業研究所編『本邦保育施設に関する調査』昭和18年)

(資料2) 本願寺派関係教育施設の設置状況

(1) 設置時期による分類

	総数	数	明治 39-45年	大正 1-5年	大正 6-10年	大正 11-15年	昭和 1-5年	昭和 6-11年	設置年 不明
本山認可保育園		128	4	9	6	28	33	48	
本山未認可保育園		82	2	1	3	12	26	37	1
小 計	4	210	6	10	9	40	59	85	1
季節保育園	3	310		1	4	13	115	150	27
合 計	Ę	520	12	11	13	53	174	235	28

(2) 施設名称による分類

() " " " " " " " " " " " " " " " " " "					
	総数	幼稚園	保育園 (保育部)	託児所	その他施設
本山認可保育園	128	80	30	5	13
本山未認可保育園	82	52	20	4	6
合 計	210	132	50	9	19

※その他施設には、児童園・慈育園・幼楽園・幼児園などの名称の施設を含む。

(出典:『本派本願寺社会事業便覧』本願寺派社会事業協会、昭和11年)

考えられ、都市労働者・貧困層のための託児所は少なかったようである。どが都市部に設置された中流家庭以上を対象とする幼稚園であったと

他

の都市

(都市部)では、寺院よりも教会に設置された幼稚園の

数

方が多く、

都市部の幼児教育では、

いまだキリスト教が優位を保って

いたことがうかがえる。

本願寺派の場合を例にとっても、

資料2に見るように、

常設の保

以降に急速に増加している。ちなみに、

常設の保育園は、

そのほとん

亰

(幼稚園を含む)

が大正後期以降に、

季節

(農繁期)保育園が昭

和

のは、 認される。つまり、すでに各地方での現状に合わせて農繁期託児所とし 所の届け出などであり、保育内容やスタッフの質の確保などに関する、 前後であろう。 発的な増加を見せていることには注目すべきであろう。 見てわかる通り、本願寺派による仏教保育事業が本格的に開始された 施設認可の責任を本願寺が主体的に担っていたものではないことが確 未認可であったことが確認される。特に、昭和初期に季節保育所が爆 て開設されていた施設を、追認する形で認可していったのである。『 る保育所の認可制度が本格的に施行されたのは一九三二(昭和七)年 次に、 大正末期から昭和初期にかけてであり、その形態の半数近くが 本願寺派における保育施設設置の年代別グラフ(資料2)を 認可規定で重要視されていることは、 施設の設置場 本願寺におけ

よっても知ることができる。動機としていたという事実は、大阪弘済会の暉峻隆範の以下の指摘に動機としていたという事実は、大阪弘済会の暉峻隆範の以下の指摘に農繁期託児の開始が各地の生活実態からくる要望に対応することを

親の足手纏いになるものを預かったときでなければならぬ。『の真に効果を上げ得るのは四歳以下の嬰児殊に乳児の如き全く母う。そして地方寺院も之には大分参加したらしい。しかし託児所各府県に於ける社会施設の流行物の一つは農繁期の託児であら

摘せざるを得ない。したがって本願寺派における農繁期託児事業の開がこの事業に携わっていった動機もまた同じところに存していたと指望に応えるべく全国各地での農繁期託児は展開されたのであり、寺院立の記事によると、小作人らの「子を背負つては正味三分の一の仕事

勢が希薄であったことが予想されるのである。この点に関しては今後始にあたって、仏教の人間観に基づき、それを広めていこうとする姿

の研究課題とする。

(以上、担当:字治和貴)

Ⅱ、開始期にみる子ども観の諸相

①子ども観の前提

正政復古・明治維新以降、西欧列強と対抗しうる国家統治体制をと とのえるべく急速な近代化(=西欧化)をめざした明治政府は、殖産 身体/生命への管理統制を強めていった。その際、天皇制国家への帰 興業・軍制の整備といった富国強兵策をおしすすめるにあたり国民の 興業・軍制の整備といった富国強兵策をおしすすめるにあたり国民の 要業・軍制の整備といった富国強兵策をおして用いられたのが国家神道 はよびそれと同質化した仏教を含む諸宗教教団であり、また学校教育 であった。

たといわれる。一八八〇(明治十三)年制定の集会条例に基づく言論たが、画一的な教育制度が国民生活の実情にそぐわず、学校設立数たが、画一的な教育制度が国民生活の実情にそぐわず、学校設立数たが、画一的な教育制度が国民生活の実情にそぐわず、学校設立数には「自由民権思想の芽を、小学校という思想形成の出発点においてつみとり、批判精神の成長を抑えてしまおうという意図」目があってつみとり、批判精神の成長を抑えてしまおうという意図」目があってつみとり、批判精神の成長を抑えてしまおうという意図」目があってつみとり、批判精神の成長を抑えてしまおうという意図」目があったといわれる。一八八〇(明治十三)年制定の集会条例に基づく言論にが、画一的な教育は一八七二(明治五)年の学制公布によりはじまっていわれる。一八八〇(明治十三)年制定の集会条例に基づく言論にといわれる。一八八〇(明治十三)年制定の集会条例に基づく言論にといわれる。

祝、勅語捧読、校長訓示、祝祭日唱歌合唱」が定められた□。

祝、勅語捧読、校長訓示、祝祭日唱歌合唱」が定められた□。

祝、勅語捧読、校長訓示、祝祭日唱歌合唱」が定められた□。

祝、勅語捧読、校長訓示、祝祭日唱歌合唱」が定められた□。

祝、勅語捧読、校長訓示、祝祭日唱歌合唱」が定められた□。

祝、勅語捧読、校長訓示、祝祭日唱歌合唱」が定められた□。

である が示されていた。そこには、健康であることが個人のためのみではな 打たれなかった「慢性の感染症」や精神障害の予防にも取り組む姿勢 どを掲げ、 柳病)・ハンセン病・精神障害の予防、 衛生行政を脱却し、国民全体の体力を強化し、それまで十分な対策が はその焦点項目として「乳幼児・児童・青年の健康、 いく。一九一六(大正五)年に設置された保健衛生調査会(内務省内) 良ノ臣民」であったが、その要求には「健康」であることも含まれて 天皇制国家が求めた人間像は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉」ずる「忠 国家のため、 従来の衛生行政を刷新した。「防疫に終始したそれまでの 民族のためであるという認識が成立していた」20の 衣食住の衛生、農村衛生」 結核・性病(花 な

ある宮。子どもを独立した権利主体(=人格)とみるか、大人の付属た。優生思想に基づく、障害者や遺伝とされる病気患者の生殖制限で康を求める政策は同時に、健康でない人間を排除するものでもあっ軍事的経済的な強国を支える「人的資源」の要件として国民に健

視点からの検討をはじめるに先立って、近代日本における子どもを取 ども観のいくつかに触れてみたい。 り巻く状況と、そうした状況のなかで注目すべきオルタナティヴな子 の子ども観を標榜するものとして成立していたのだろうか。そうした のものに基づいたものでしかなかったのだろうか。それとも仏教独自 下にあって展開された仏教教団の保育実践は、国家の子ども観と同質 国家意志はさらに国内外に向けて強化されていった宮。こうした状況 ともなう農村恐慌などに象徴される危機により、 のとなってくる。一九二三(大正十二)年の関東大震災をきっかけと 常時的様相を呈し、社会的弱者たる子どもにとってますます厳しいも で次代の体制を支えるための手段的存在でしかない。そして状況は非 「「いのち」の序列化」Ⴏをはかる近代国家にとって、子どもはあくま 識の質が如実に反映されるわけだが、有用性という価値基準によって 的存在(=物件)とみるかといった子ども観には、その社会の人権意 大暴落の影響が波及した昭和恐慌、出稼ぎ労働者の失業や東北冷害に した金融恐慌、一九二九(昭和四)年ニューヨーク株式市場での株価 個の尊厳を認めない

②近代の子どもを取り巻く状況

近代日本の子どもを取り巻く状況とは以下のようなものであったと

いわれる。

方などで、一応の処置が考えられたにすぎなかった。また、人身給与方や恤救規則のなかで、また三子出産の貧困者へ養育米給与めて消極的であった。徳川時代の慈恵政策そのままの棄児養育米子どもたちの生活に対する国家の保護政策は、日本の場合、きわ

効力を発揮してはいない。∞たんに外国に対する体面のためであって、実質的には、ほとんど売買の禁止布告も、明治五年にだされてはいるが、その動機は、

したもの」であった。対しての明治新政権の威信を国内的に高めようとにがテ不相済事」とあり、「これらの施策は封建的「悪弊」を一掃して近代国家としての体裁をととのえようとしたもの」であると同時にはが「明治三)年の人身売買取締りの太政官布告には「第一国体ー八七〇(明治三)年の人身売買取締りの太政官布告には「第一国体

という状況であった。貧困に由来する子どもへの虐待も深刻であり 失業理由は経済不振七〇%、不作十五%、除隊兵二〇%、その他五% 期の失業者は東京市内で約七八、○○○人、前職は職工五○%、農民 もった。しかし、それは子どもを権利主体として認めたわけではなく、 状況のもとで、国家による親権の制限・代行を認めるといった性格を スを整理した「三田谷啓による児童虐待事例」
②を参考にすると、全 繁期託児を取り巻くのは、農村を中心とした貧困状況であった。『光 目的はあくまで社会秩序(「社会公安」)の確保であったのである。農 た。これは不良少年・非行少年の増加に対応したものであり、 (東北三県多し)二〇%、 一六の事例のうち、虐待(子殺し)の原因として「家計難・生活難 九一〇 (明治四三) 年八月から一九一五 (大正四) 年二月までのケー 九○六(明治三九)年二月二○日号∞によると、日露戦争後の恐慌 そうした状況をうけ、一九〇〇 東北三県の失業率は福島県五〇%、宮城県三〇%、岩手県二〇% 日雇二三%、商人五%、 (明治三三)年には感化法が成立し 元官吏二%であり、 一定の

> たものであった。 (十六件)「哺育・養育費をとるため」(七件)というものが目立つ。 をとらんため」「内五○名は絞殺し市塵埃捨場に埋め」ているといっ をとらんため」「内五○名は絞殺し市塵埃捨場に埋め」ているといっ をとらんため」「内五○名は絞殺し市塵埃捨場に埋め」ているといっ をとらんため」「内五○名は絞殺し市塵埃捨場に埋め」ているといっ をとらんため」「内五○名は絞殺し市塵埃捨場に埋め」ているといっ

また、貧困状況をさらに悪化させたのは農村恐慌であった。また、貧困状況をさらに悪化させたのは農村恐慌であった。また、貧困状況をさらに悪化させたのは農村恐慌であった。また、貧困状況をさらに悪化させたのは農村の強害を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に至いる。

③対抗的な近代の子ども観

動のなかから「子どもの権利」を明確に主張する動きがあらわれる3°。一方でこの時代、久津見蕨村 (一八六〇-一九二五) らの児童研究運

我々人種の後繼となるべきもの、公共的の相續人に外ならぬ。し續者で一人一家の後繼ぎと云ふばかりではない。實に國家並に云ふに過ぎぬ。けれども能く考へて見れば、それは我々國民の相子供は何んであるかと考へてみるが宜い。一寸考へれば唯我子と

な仕事、責任ある仕事と云はねばならぬ。³³ 父母兄姉が暫く預つて育て上げると云ふもので、最もそれは大切て見ると子供は父母の私有的の寶ではない。天下の寶だ。それを

といい、また

保護」成立の思想的な準備となったとの指摘がなされている%。という限界はあるものの、ここで示された子どもの権利認識は「児童との主張を展開する。天皇制国家-家族国家観を相対化しえていない

一方的・強圧的に叱責し、その行動を統御することについて次のようらえ、接するべきであると主張する。たとえば大人が子どもに対してなった若松賤子(一八六四-一八九七)は『小公子』の翻訳者として会な存在」という子ども観を否定し、独立した人格として子どもをと会な存在」という子ども観を否定し、独立した人格として子どもをといる。接するべきであると主張する。たとえば大人が子どもに対しているが、従来のような「大人の付属品」「大人に比べて不完なった著書」の表すといって次のようにある。

に述べている。

ん、その處を力も強く、經驗も餘計な私どもが觀定違ひをしたり、ません」といふ様な禁制的の言葉計りが多い様です。なるほど子ません」といふ様な禁制的の言葉計りが多い様です。なるほど子子供に對していふとなると、成人は「さうするな」「それはいけ子供に對していふとなると、成人は「さうするな」「それはいけ

ちの爲ま敷こと」だという。あるいはつた模型通りに嵌込まねば承知せぬといふことは、理性を備へた親たそ強者である大人に一方的な断罪・強制があってはならず、「是非造子どもは権利を主張するだけの知恵を持たない弱者であり、だからこ

無理をしたりしては、實に憫然でム升。36

私ども多年そ、うにそ、うを重ねて、漸くこれ丈に普通の物ことを覺へたのですから、其考へがなくては、實に子供が可愛さうです。子供が過やまつて大切な道具を破したからといつて、容赦なけ、子供は本の不注意をした計りですが、其親こそ却つて癇癪が抑へ切れないので、牙をむき出す犬や、背を立て、うなる猫の真似をした様なものです。自分は随分其時の心持次第で、勝手なことをした様なものです。自分は随分其時の心持次第で、勝手なことをする。子供丈はいつも謹んで折目正しいことをせ度。さうせねばする。子供丈はいつも謹んで折目正しいことをせ度。さうせねばするとけとれぬことです。37

といって、大人が自らを完全なものとして傲慢になったり体罰を用い

〔二十三〕 クフウセヨ

〔二十五〕ヨイコドモ

原則を踏まえたもののようにも思える。また、の反省」を野村も同じく語っている。「子供は自分の所有物ではない」のたからどんなに可愛ゆくても、愛で子供を縛ってはならない」』といた。先の若松が提示したような「大人の子どもに対する優越感・慢心と、先の若松が提示したような「大人の子どもに対する優越感・慢心と、先の若松が提示したような「大人の子どもがな。』

〔十五〕 カテイ

る家庭を持ったことに同情したい。42…不純な子供がゐたら、その子を責める前に、その子の荒んでゐ

を究明すべきことが示され、子ども個人に責任を限定させる軽率な指という箇所には、問題を抱える子どもがいた場合に、その背景や要因

導に注意がうながされている。

する野村の批判はさらに非戦論の展開にまで至る。 天皇制国家の思想を根付かせる中心科目である修身の教育内容に対

〔二〕 忠君愛国

…自分は戦争はい、ものとは思はぬ。劔を持って起つ者は、劔によって亡ぼされることを信ずるものである。修身教育で好戦国民なっては血液の中を流れない。やっぱり味方に対する愛が拡大されて、敵にまで結ばれて行かなくてはならぬと思ふ。人類愛は抽象的になっては血液の中を流れない。やっぱり味方に対する愛が拡大されて、敵を愛することの出来ないのは、決して名誉なことではないが、抽象的な人類愛に居ることよりも人間の真実な姿だと思ふ。43 立のように、決して徹底したものではないにしろ、戦争に対する否定的な見解を示した野村の主張は、当該状況に対する強い批判性をもったものということができよう。

こと天皇制への言及となると、一切の批判性が失われる。律的根性を捨てなくては駄目だ。」⁴とコメントしてはいる。しかしとができなかったこともあわせて指摘せねばなるまい。野村は「憲法」しかし、野村は天皇制国家に対して全く批判的立場を成立させるこしかし、野村は天皇制国家に対して全く批判的立場を成立させるこ

〔十六〕 テンノウヘイカ

とれましたからと言って持って上った漁夫のことを思ふ。そして私は日本国民と皇室の関係を思出す時、昔、仁徳天皇の所へ鯛が

親密に一団の生活を続けてきた人情を失ひたくないと思ふ。45 親密に一団の生活を続けてきた人情を失ひたくないと思ふ。45 はどこまでも、政治の上では自分たちの生活を中心にして自治の自覚を深めて行きたいと思ふ。でも人情的には日本の国体を忘れ自覚を深めて行きたいと思ふ。のも、は国民と皇室との関係を政治的さうした本家に対する親しみの保たれてゐた素朴な私たちの祖先

一見、先の憲法のコメントと矛盾するようだが、要するに「政治のことを言ふ」のはあくまで「不可侵領域」たる天皇制への信奉を外さない限りにおいて、と解釈すれば理解は可能である。「「共生協力」へとい限りにおいて、と解釈すれば理解は可能である。「「共生協力」へとな思想を生みだす野村の信仰とはいかなるものだったのか。親鸞の信な思想を生みだす野村の信仰とはいかなるものだったのか。親鸞の信な思想を生みだす野村の信仰とはいかなるものだったのか。親鸞の信な思想を生みだす野村の信仰とはいかなるものだったのか。親鸞の信な思想を生みだす野村の信仰とはいかなるものだったのか。親鸞の信が見いた。

道徳と基本的に矛盾を生じさせず相互に協力・補完し合うといったもう」され生活が充たされると述べる48。つまり野村の信仰理解は国家に感激し、言葉を不要とする「直観」的なものであった。また宗教を道徳とあるように、呪術を許容する性質のものであった。また宗教を道徳に感激し、言葉を不要とする「直観」的なものであるといい、「宗教に感激し、言葉を不要とする「直観」的なものであるといい、「宗教に感激し、言葉を不要とする「直観」的なものであるといい、「宗教に感激し、言葉を不要とする「直観」的なものであるといい、「宗教に感激し、言葉を不要とする「直観」と「道徳と基本的に矛盾を生じさせず相互に協力・補完し合うといったもされるように、現場に関する。

しみ」が表明されるのも当然の結果だといえる。れてはいなかったのである。してみれば、「国体」への「人情的」な「親のであって、浄土真宗が本来もつ根底的な現実批判性は全く踏まえら

Ⅱ、農繁期託児事業における「仏教」の子ども観

いこう。置・運営は、どのような子ども観に裏づけられていたのかを検討して置・運営は、どのような子ども観に裏づけられていたのかを検討してでは、仏教福祉事業の大きな柱として展開された農繁期託児所の設

まず、農繁期託児に関連してもっとも頻繁に表明されるのは農作業の妨げとなる「足手纏い」としての子ども観である。大阪弘済会の保育部長として浄土真宗本願寺派(以下、本派)・真宗大谷派(以下、大派)に理論を提供した田村克己は農繁期託児所に三つの使命があるとしてとれば期節的に行はれる兒童保護の機關であると共に、家庭に對しては經濟保護の機關であり、更に隣保改善の機關ともなる。と手纏いを除き、家人をして心おきなく勞働に從事せしめ、この足手纏いを除き、家人をして心おきなく勞働に從事せしめ、この足手纏いを除き、家人をして心おきなく勞働に從事せしめ、このに、子供を遇する眼の開發を促し、子供の愛を通して家庭を文化的に向上させようとする願望と乳幼兒の健全な發達を期し、開設中のみでなく、閉所後に於ける平時にも、保育中の良習慣を持越中のみでなく、閉所後に於ける平時にも、保育中の良習慣を持越さうとする企圖の下に計劃されなければならぬ。9

告されて居る。50 ちされて居る。50 ちされて居る。50 ちされて居る。50 と前の約三倍に當る作業能率の增進を見たと報渡頭する事が出來るのも道理である。それがために、保育事業が愛兒がお寺に世話を願つてから一切の懸念を脱れて家人は農務に

い」と呼ぶことに何ら躊躇の痕跡はみられない。

い」と呼ぶことに何ら躊躇の痕跡はみられない。

い」と呼ぶことに何ら躊躇の痕跡はみられない。

という例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあたっての大きなという例を紹介している。

る

態度を示してもいる。

態度を示してもいる。

態度を示してもいる。

態度を示してもいる。

態度を示してもいる。

投り付けます。」という保護者の相談に対し体罰については、「氣が短いので(子どもを:引用者補)畳の上へ

ち付けると云ふことは、反つて子供を小さくしてしまひ、悪い結慈悲があるのですけれども、その爲に子供の躾方につき厳しく打親として子供が本當に可愛いからなんとか善くしてやらうと云ふ

は今日限り止めて、一番始めに叱つたものが最後になだめてやることを先きに考へなければなりません。…子供を打つと云ふこと果に終り易い。…子供が悪いことをすることは親にも缺點のある

と云ふ風にやれば子供は心から改める様になりませう。

それが無効果であり、なすべからざる教育方法であることを示してい、"折檻は怒り治めて徐ろに、 諄々と説かねばならない」55と述べるなど、きなど、子供を毆つたならば、子供に反感を持たすだけで効果はない。と回答し、母親のあるべき指導の態度として「子供が悪い事をしたとと回答し、母親のあるべき指導の態度として「子供が悪い事をしたと

ません。56子供を懲しめるためには自分の身を懲しめる考へでなければなり

るといふ覺悟がなければなりません。

「のへば其懲戒として食物を與へないと云ふ様な時には、自分自ら

繰り返し説かれているのである。というように、田村は、子どもに懲罰を行う際には、保護者自らにもというような非理性的な存在としての侮蔑的子どもには体罰やむなし」る大人の傲慢さ)や、悪い行動を個人の責任に帰して断罪し懲罰を加る大人の傲慢さ)や、悪い行動を個人の責任に帰して断罪し懲罰を加る大人の傲慢さ)や、悪い行動を個人の責任に帰して断罪し懲罰を加る大人の傲慢さ)や、悪い行動を個人の責任に帰して断罪し懲罰を加る大人の傲慢さ)や、悪い行動を個人の責任に帰しているできる。

能」な子どもの排除である。農繁期託兒所の「受託次第」に関して田田村の子ども観について最後に指摘しておきたいのは不健康で「低

対象とし、それ以外の子どもの受け入れは検討すらされていない。室でもないから」58と説明する。「健康」で「有能」な子どものみをぬ。」58といい、その理由について「保育園は病院でもなく、低能教村は「傳染病患者は勿論のこと、病兒や低能兒は敬遠しなくてはなら

外日報』一九三五(S一〇)年六月八日付の記事にはこうある。 阪府當局の意見 階級差別の傾向が濃厚」と見出しが付けられた『中 遇が多々みられたようである。「〝寺院の託兒所には未來性がない〟大 農繁期託児の現場では、「健康」な子どもたちに対しても差別的処

大阪府下に於ける農村託兒所の施設は他府縣に比較してすこぶるされてゐるものがあるが、現在僅少ながら開設されてゐるものの話兒所にはあまり未來性が乏しいと當局は見てゐる、そしてその理由ははなはだこれをいふを憚るが、とかく心附けも多いし、何かとお寺の世話をする檀家の子供はせいく、これを待遇するが、それでない檀家の子供はこれを疎外するといつた傾向が各寺院の託兒所にちかごろ濃厚に見え出して來たといふのである。®

れていたのである。

、次代の「家」・国家の担い手としてみらいであろうことは明白であろう。「仏教」保育のなかにあっても子ども観に差別を克服するだけの自律性ないし革新性が成立しえないであろうことは明白であろう。「仏教」保育のなかにあっても子どいであろうことは明白であろう。「仏教」保育のなかにあっても子どいであるのかを検証するこの記事の内容が実態をどこまで反映したものであるのかを検証する

成る程農業に専念されるのは有難い事である。けれども、家の寶

て、第二國民として、本來の使命を全からしめるのが、當然なる要な仕事である。…兒童は兒童として之を保育し、美化し善化し國の礎とも言ふべき子女の教育幼兒の保育は、夫れにも増して重

といい、また

社會的責務と言はねばならぬ。の

のがこの時期に展開された「仏教」保育実践だったのである。 といわれるように、 話下さる子供さんの頭に吹き込んで戴きたいのであります。 として又宗教家の一人としても、さう云ふ點に付ては大いに盡さ 社會事業の中でも最も意義のある積極的な仕事ではなからうかと の日本を背負ふて立つべき小さい子供を保育すると云ふことは、 我々が宗教家の立場として社會奉仕的の仕事をさして戴き、 今日の幼年少年が其家庭に於ける色々なことを目撃したり、 ら法悦に満足して居られる其喜びと温まりとを、あなた方のお世 して戴きたいと云ふ感想を持つて居ります。…あなた方が自分自 子供に對して相當基礎ある教養を與へると云ふことは、我々國民 云ふことを痛切に感じて居ます。…今後日本の第二世と言はる、 れて居る所であります。世の中が斯う云ふ風になる場合に當つて、 つ、あると云ふことは、官憲のお調べに依る計數に於て明に示さ つて、不良少年不良少女と云ふやうな者が日に増しに多くなり の或る方面に觸れる爲に、子供の頭と云ふものが全國的に惡くな 国民育成との間に矛盾を生じることなく成立した 思想

Ń おわりに

の理念のもと展開されたことが明らかとなった。 人的資源の確保を目途としたものであったが、保育事業もやはり同様 仏教教団における社会事業全体が戦時体制に向かう過程で不足する

像の実現という立場に基礎づけられたものとはいえなかった。 される範囲にとどまるものであり、仏教が本来めざすべき人格的社会 確保しえた。しかし、その到達点はあくまで天皇制国家において許容 よって提示された近代の新しい子ども観にみられるような「独立した 人格として非暴力的に接するべき対象」としての視点を一定程度まで 天皇制国家体制下において展開された農繁期保育事業は、 若松らに

究助成 なお、 (指定研究) を受けた成果であることを付記する。 本研究は筑紫女学園大学・短期大学部 平成二四年度特別研

は、 この時点でも真俗二諦教義の影響を感じざるをえないのであるが、今回 扱わない。

一番ヶ瀬康子、 小川信子、 泉順、 宍戸健夫『日本の保育』ドメス出版

同前。

一九六二年。

高石文人·中西直樹·菊池正治編、不二出版、二〇一一年~(二〇一四年)。

育事業に枠を広げて資料の収集や、分析を行っている であるが、 最終的には本願寺教団の仏教保育事業に焦点を絞って問題点を探る予定 現在の段階では資料が少ないので、いったん仏教教団全体の保

> 年十一月に帰国している ており、その後大正十一年に開設された財団の新規事業、 なった。この背景として、発足ひと月前の三月三日に創立大会が開かれ、 本山より派遣されて欧米各国の宗教・社会事情視察の機会が与えられ十四 長に任じられている。所長在任中の大正十三年四月末から一年半にわたり、 長に任じられている。それ以前は慈善会財団の参務という役職に名を連ね 会を設立)という点からも、 り組む組織的な体制の整備(大正十三年一〇月、社会課内に本派本願寺一如 れに対応する融和改善や差別の撤廃という課題に、なにがしか教団として取 いで東西本願寺管長宛に募財拒否通告を突きつけた全国水平社の動きと、こ などを所管として担うこととした。大谷派などに遅れての社会課の設置と 藤音は昭和二年四月二一日付で編成替えされた本願寺社会部の最初の部 本願寺派では大正十一年四月一日付で社会課規定が発布され、監獄布教 社会課を設置する必要があったと考えられる。 人事相談所の所 次

本派本願寺社会部、 昭和二年。

9 本派本願寺社会部、 昭和四年。

10

11 『社会的中心としての寺院』本願寺社会部、 昭和八年四月

山崎精華著、本派本願寺教務局社会部、昭和八年。

12 山崎はこの三年前に、『宗団を中心とする農繁期保育事業の理論と実際』

られる」と述べている 村寺院の行ふ最も相応はしい社会的施設は農繁期に於ける保育事業を考え (社会部叢書 第七輯、 昭和五年十一月)を発行しており、その冒頭に「農

版 13 『戦前期仏教社会事業の研究』中西直樹・高石史人・菊池正治 (第二章 浄土真宗本願寺派の社会事業と関係資料)参照 不二出

一〇一三年

における指摘によるところが大きい。 資料分析は共同研究者である龍谷大学・中西直樹教授の右研究会報告

¹⁶ 第六巻 浄土真宗本願寺派編不二出版。

制開始時期がことなるが、この点に関しては今後に論を譲る。 二(昭和七)年となっている。実際的な保育事業の開始と、本願寺の認可 本願寺派の認可保育所として記録が残るもので最も古いものが一九三

™ 「農繁期に於ける託児は乳児をやらねば駄目」(『中外日報』八三三五号、

一九二七年六月二三日付)。

19 山住正巳『日本教育小史』岩波書店、一九八七年、三五頁。

∞ 小山静子 『子どもたちの近代』吉川弘文館、二○○二年、八七 - 八八頁

□ 山住前掲書、六○頁。

めざして』唯学書房、二○一○年、三九-四○頁)。 民教化に貢献」してもいた(石田雄『誰もが人間らしく生きられる世界を日発的な形はとりながら、役所からさまざまな便宜を与えられ」つつ「国自発的な形はとりながら、役所からさまざまな便宜を与えられ」つつ「国は数化に貢献」してもいた(石田雄『誰もが人間らしく生きられる世界をあざして』唯学書房、二○一○年、三九-四○頁)。

』 藤野豊『強制された健康―日本ファシズム下の生命と身体』 吉川弘文館

二〇〇〇年、十二頁。

が成立し、遺伝的障害者への断種手術が実施された。断種法は一九三〇年3。 一九二〇年代にアメリカの多くの州・スイス・デンマークでは断種法

五三頁。

産の管理体制が模索されていくことになる」(同前、十五頁)。 でも制定され、強制断種や中絶などが行われていった。日本でも一九二二でも制定され、強制断種や中絶などが行われていった。日本でも一九二二と学的見地より諸施設の調査・研究」を進める「人口統制に関する諸政策」生学的見地より諸施設の調査・研究」を進める「人口統制に関する諸政策」生学的見地より諸施設の調査・研究」を進める「人口統制に関する諸政策」生学的見地より諸施設の調査・研究」を進める「人口統制に関する諸政策」は断種を含めて検討するという方向で、国家による国民の健康・体力・出は断種を含めて検討するという方向で、国家による国民の健康・体力・出は断種を含めて検討するという方向で、国家による国民の健康・体力・出は断種を含めて検討するという方向で、国家による国民の健康・体力・出は断種を含めて検討するという方向で、国家による国民の健康・体力・出

小松裕『「いのち」と帝国日本』小学館、二〇〇九年。

5 こうした危機的状況は「国家への依存感を強め、強力な国家権力の介 及によって社会事業が振興されることを期待」し、「強力な国家の統制を渇 望する」方向へと人心を導き、「「革新」や「庶政一新」という漠然とした 望する」方向へと人心を導き、「「革新」や「庶政一新」という漠然とした 社」」東京大学出版会、一九八九年、二七五 – 二七六頁)ていった。そして 世記でよる統制は一九二八(昭和三)年治安維持法改正、特高警察課の全 県配置、翌年の共産党員大量検挙(4.16 事件)や『蟹工船』発禁処分など の形で展開されていくのである。

26 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫『日本の保育』ドメス出版

一九六二年、十九百

古川孝順

『子どもの権利』有斐閣、

一九八二年、

二一四一二一五頁。

☞ 吉田久一『改訂版 日本貧困史』川島書店、一九九三年、二五二-二

29

30 同前、二九三 - 二九六頁

31 河原和枝『子ども観の近代』中央公論社、一九九八年、一二七頁。

32 佐藤進編『児童問題講座 第三巻 児童の権利』ミネルヴァ書房、

九七六年、二七一三〇頁。

入津見蕨村「家庭教育 子供のしつけ」(横須賀薫編 『近代日本教育論

集 児童観の展開』国土社、一九七四年、七三頁)。

34 同前、 七四-七五頁

35 佐藤前掲書、三三一三六頁。

36 若松賤子「子供に付て」(『女学雑誌』 一八九三年、六四頁)。

同前、 六二頁

38 37

教育研究会、一九二五(大正十四)年。のち『生命信順の修身新教授法』

と改題、『野村芳兵衛著作集』第一巻、黎明書房、一九七四年に所収

野村芳兵衛『文化中心修身新教授法』教育研究会、一九二五年(『野村

芳兵衛著作集』第一巻、黎明書房、 一九七四年、一七八頁)。

同前、一七五頁

41 野村芳兵衛『新教育に於ける学級経営』聚芳閣、 一九二六年(『野村芳

兵衛著作集』第二巻、黎明書房、 一九七三年、二二六頁)。

42 野村註39、一七三頁。

43 同前、 一七九頁

44 同前、 一九二頁。

45 同前、 一七四頁。

46 鹿野政直『近代社会と格闘した思想家たち』岩波書店、二〇〇五年、

九九頁。

47 野村註39、一八七頁。

48 同前、三二一三八頁

四頁。 49 田村克己『農繁期保育事業のすゝめ』大谷派本願寺社會課、一九三一年、

51

50

同前、

七頁。

同前、 三頁。

52 同前、 一〇頁。

53 同前、十一頁。

54 田村克己『宗團を中心とする農繁期保育事業の理論と實際』

本派本願

寺社會部、一九三○年、六九-七○頁。

55 同前、 六一頁。

56 同前、 七〇頁。

57 同前、 七三頁。

58 田村註49、 十四頁。

59 田村註54、二四頁。

60 『中外日報』一〇七四五号、 一九三五年六月八日付。

61 石清水矢麿「農繁託兒所の經營に就て」(『教海一瀾』七三〇号、一九

二七年六月三〇日付)。

後藤環爾「保育事業と宗教」(『保育事業概論』本派本願寺社會部、

_

九二八年、五-七頁)。

(うじ かずたか:人間科学部人間関係専攻 講師)

(かねみ りんご:人間文化研究所 客員研究員